

【各論】
班別作業1
大名評判記の空間的把握

——江戸城雁間詰大名と評価の相関関係——

小川和也

二班のテーマのなかで、筆者の担当部分は、『文化武鑑』に掲載の
大名で、【総論】(小田)に付された表のうち、以下に掲げる、26板
倉勝駿と35大岡忠正である。

文化武鑑雁間詰め大名	担当一覧	家督相続年	石高	所領
26	板倉周防守勝駿	享和元	五万石	備中上房
27	板倉伊予守勝意	寛政四	三万石	上州排冰
28	板倉内膳正勝長	安永五	三万石	奥州信夫
29	青山大膳亮幸完	安永四	四万千石	濃州郡上
30	永井日向守直進	明和八	三万六千石	摂州島上
31	永井出羽守直弼	寛政二	三万二千石	美濃厚見
32	朽木肥児太郎綱方	享和年間	三万二千石	丹波天田
33	三浦志摩守前次	安永九	二万千石	美作真島
34	増山備中守正寧	享和元	二万石	勢州桑名
35	大岡主膳正忠正	寛政九	二万石	武州埼玉

以下、右記の大名の系譜において、『土芥寇讎記』と『諫懲後正』
が書かれた段階での大名を掲げ、さらに、大名の職歴、各の大名家
でいつ雁間詰めが決まった、また、『土芥寇讎記』および『諫懲後正』

での評価を掲げる。

- 凡例 文化武鑑の大名 『土芥寇讎記』時の大名 『諫懲後正』時の大名
- 26板倉周防守勝駿 94板倉周防守重冬 13巻板倉周防守源重冬
- 殿席・板倉重郷 明暦三(一七五三)年三月二三日遺領を継ぐ。「この
日席を雁間に定められ、子孫代々この席に候す。」↓『土芥』段階・
雁間。『諫後』段階・同。
- 職歴・重冬、元禄元(一六八八)年襲封。元禄三年奥詰。宝永五(一
七〇八)年、奏者番。
- 『土芥』の重冬…評価、極良。謳歌評説「仁将」「明将」、「勝重ヨ
リ、息重宗二代、京都ノ所司代トシテ智恵ヲ振」「代々善人ナルモ神
トスベシ。如レ斯ハ、諸将ノ能キ鑑タルベキ事」
- 『諫後』の重冬…評価 良。本文「文道ヲ志シ武法ヲ嗜ミ…：国家
ノ政道宜シク勤メ候」、愚評「重冬末若将ナルトモ…：後年誉レヲ得
ラルヘキ将ト見ヘタリ」
- 27板倉伊予守勝意 196板倉百助源重同 27巻板倉伊予守重同
- 殿席・重同、貞享(一七八六)三月相続、「菊間の広縁に候す」。勝
清、享保二(一七一七)年、八月三日相続「菊間の広縁に候す」。勝
明和四(一七七六)年七月朔日、「席を雁間にさだめらる。のち例と
なる」↓『土芥』段階・菊間広縁。
- 職歴…重同について特に記載なし。勝清、若年寄、家治の側用人。
勝曉、奏者番。
- 『土芥』の重同…評価 良。但し、本文。本文「重同、利発ニ見ル。
家老トモ…：卑劣」。謳歌評説「若年ニテ行跡ノ善悪慥ナラザル故ニ、
無評」↓重同、延宝七年生まれ、一二歳、評価保留。
- 『諫後』の重同…評価 良。本文「生得發明」「行跡宜シク家民ヲ哀
ミ、家ノ仕置臣等ニ相議シ…：」、愚評「若少ヨリ心意發明家士民間
ニ愛恵アリ…：良将」

28 板倉内膳正勝長 107 板倉甲斐守重長(のち重寛) 16 卷板倉甲斐守重長

殿席…重長、天和三(一六八三)年五月二十九日「此後菊間の広縁に候し、朔望拝賀のときは、雁間にをいて拝謁すべきむね仰を蒙る」。元禄一五(一七〇二)二月二十九日、「雁間に候す。のち代々例とす」。

↓『土芥』段階・菊間および雁間。『諫後』段階・同。
職歴…重長についてとくに記載なし。

『土芥』の重長…評価 極良。謳歌評説「若年ノ主将、如斯ハ、報賞セズンバ有ベカラズ。可謂善将而已」

『諫後』の重長…評価 極良。愚評「道德厚ク其化ヲ世上ニ及ホス、況哉家民ヲ導ク事ハ…忠孝敬ヲ旨トセラル、…」

29 青山大膳亮幸完 97 青山播磨守菅原幸明 14 卷青山播磨守藤原幸明
殿席…幸明、貞享元(二七八四)年一〇月一三日襲封、一五日、「雁間詰となり、後代々おなじ」↓『土芥』段階・雁間。『諫後』段階・同。

職歴…幸明、天和三(一六八三)年一二月二七日奏者番、元禄二(一六九二)年一〇月二三日、寺社奉行兼任。

『土芥』の幸明…評価 悪。本文「幸明、利発也。文武ヲ不レ学、甚ダ武勇武芸ヲ好ミ、血氣盛也。…故ニ、士民哀憐スル事ハ、ナシ」。謳歌評説「幸明ノ政道、更ニ道ニ非ズ」

『諫後』の幸明…評価 良。本文「行跡正シク公勤ヲ不怠、家士民間ヲ励シ、理ヲ正シ、道ヲ明カニ政道セント欲セラル、器アリ、今寺社奉行職トナリテ、猶心性ヲ慎ミ所行ヲ正シト見ヘタリ」

30 永井日向守直進 113 永井近江守直只(のち直種) 『諫後』に記載なし。

殿席…直進、明和八(二七七二)年正月一六日相続、「代々雁間に候す」。

↓「以降」とないので、代々雁間カ↓『土芥』段階、雁間カ。
※31参照。『諫後』段階・同。
職歴…直只についてとくに記載なし。

『土芥』の直只…評価 良。「文武ヲ学ビ行跡正シク、礼儀ヲ守リ、

生得發明ナラバ、鬼ニ金撮棒也。」

31 永井出羽守直弼 122 永井伊賀守尚富(のち直敬) 17 卷永井伊賀守大江尚富
殿席…尚富、寛文五(一六六五)年五月一九日襲封、「後雁間に候す」。

直弼、天明二(一七八二)年一〇月二十九日襲封、「代々雁間に候す」(30直進と同じ記述スタイル) ↓『土芥』段階、雁間。『諫後』段階・同。

職歴…尚富、元禄七(一六九四)年一二月一五日、寺社奉行。
『土芥』の尚富…評価 悪。本文「無学ナル故ニ、仁心ナク、人使ヒ宜シカラズ」。謳歌評説「智有リトモ闇将ノ類タルベシ」。

『諫後』の尚富…評価 良。本文「生得淳直ニシテ行跡正シ…仕置等穩順ニシテ聊カ行跡不義ナシト」、愚評「文道武道ヲ少々心懸有ト成ハ、最モ主将ノ法ニ叶ヘリ…後年ニ及ヒ将ノ誉レナラン。誠ニ君子ノ道ニ叶ヒ法ヲ守ラル…父尚庸、文武両道ニ達シ…所司代職ニ補セラレ」

32 朽木肥児太郎綱方 116 朽木伊予守源植昌 16 卷朽木伊予守源植昌
殿席…植綱(植昌父)慶安二(一六四九)二月一九日加恩、三万石となる。「この日職をゆるされ席を雁間に定めらる。のち代々この席に候す」。

↓『土芥』段階、雁間。『諫後』段階・同。
職歴…植昌、寛文七(一六六七)年八月一五日、奏者番となる。

『土芥』の植昌…評価 良。本文「文武ヲ学ビ、才智理弁ニシテ、家民之政道、法ニ叶ヒ、行跡最モ宜シ。今御奏者役ヲ勤ル以前、若手ノ中ニテ、弁舌利口ノ誉有リト沙汰ス。今以然リ」。謳歌評説「可レ謂良将」。

『諫後』の植昌…評価 良。本文「行跡不義ナシ、是御奏者役ヲ相勤メラル、其中ニモ弁舌利口ノ誉有ト沙汰」、愚評「誠ニ誉レノ将タタリ」

33 三浦志摩守前次 154 三浦吉岐守直次(のち明敬) 18 卷三浦吉岐守直次

33 三浦志摩守前次 154 三浦吉岐守直次(のち明敬) 18 卷三浦吉岐守直次

殿席…直次、貞享元（一七八六）年一〇月一五日「席を雁間に定めらる。のち代々同じ」。↓『土芥』段階、雁間。『諫後』段階・同。職歴…直次、貞享三（一六八六）年一二月二七日、奏者番。元禄二（一六八九）年二月六日、若年寄、五月二日奏者番に復す。

『土芥』の直次…評価 中。父・安次、悪所通い、書画骨董の趣味人だが、本文「今直次ハ、文武ノ沙汰ナケレドモ、行跡父ニハ増ル」、謳歌評説「無学ナリト云ヘドモ、行跡愚ナラネバ、学者ノ父ニハ遙ニ増タル無学者タリ。去ドモ、学智ナキ故ニ、……善ニモ悪ニモ不レ付、中編将ト云ベシ」。

『諫後』の直次…評価 良。本文「文道ヲ不学、武法ヲ好ミ、行跡宜シク生得淳直ニシテ忠義ヲ旨トシ……」、愚評「武法ヲ好マル、事家業当然タリ。行跡宜シク忠孝ヲ専ラトシ、礼法ヲ守リ……」

34増山備中守正寧 155増山兵部少輔藤原正弥 19巻増山兵部少輔藤原正弥
殿席…正弥、元禄元（一六八八）年五月四日詰衆、「帝鑑間に候し」、正任（正弥子）、享保八（一七二三）年二月二五日奏者番、寛保元（一七四一）年一〇月一三日、奏者番を辞し、「雁間に候す。後代おなじ」↓『土芥』段階、帝鑑間。『諫後』段階・同。

職歴…正弥、元禄元（一六八八）年五月四日、詰衆。
『土芥』の正弥…評価 悪。本文「文武共ニ不レ学、武勇ヲ専ラトスル故ニヤ、短慮ニシテ、家人迷惑」、謳歌評説「可レ謂ニ悪将」。
『諫後』の正弥…評価 悪。本文「文道ヲ不学武法ヲ好ミ行跡異義ナシ。利根発明過タリ……小人ヲ愛セリ少シ短慮ニシテ家人等迷惑セシム」、愚評「下ニハ諫ル臣モナク弥我意超過」

35大岡主膳正忠正 大岡主膳忠儀（土芥『諫後』記載なし）
殿席…忠喜、宝暦三（一七五三）三月一九日、「菊間の広縁に候す。四年三月朔日、仰せによりて菊間に候し、十年六月十四日遺跡を継、席を雁間に定めらる。十二月十九日奏者番」。

『土芥』『諫後』との関係…大岡忠房系の大岡家は、宝暦元年、忠光

より大名。したがって、『土芥』『諫後』に記載なし。

以上である。調査の結果・位置づけについては、第二班班長・小田真裕の総論を参照されたい。

班別作業2

『土芥寇讎記』の大名評価と役職の相関関係

以上のように、班別作業として、雁間詰大名と『土芥寇讎記』との相関関係をみた。この作業に付随して、『土芥寇讎記』が成った当時の幕府の要職者との相関関係も概観してみたので、以下に掲げる。調査対象は、若年寄、老中、側用人、寺社奉行、奏者番、京都所司代、大坂城代である。

なお、使用史料は『本朝武系当鑑』（元禄三年刊、松会版、東京大学法学部法制史資料室所蔵）である。

武鑑の役職・大名名・石高 『土芥寇讎記』の記載

若年寄	老中
松平安房守 1万1千石	26 大久保加賀守藤原忠朝 10万3千石
秋元但馬守 1万8千石	50 阿部豊後守正武 9万石
安藤丹波守 2万石	160 戸田山城守藤原忠昌 6万5千石
	1011 土屋相模守源正直 6万5千石

側用人

牧野備後守 7万3千石 記載なし
 柳沢出羽守 3万2千石 234 柳沢出羽守源保明 2万2千30石
 富山民部大輔 5千石 記載なし
 松平右京亮 7千石 記載なし

寺社奉行

加藤佐渡守 2万石 214 加藤佐渡守藤原明英 2万石
 戸田能登守 1万石 記載なし
 本多紀伊守 1万石 239 本多紀伊守藤原正乘 1万石

奏者衆

土井周防守 7万石 59 土井周防守源利益 7万石
 朽木伊予守 3万2千石 116 朽木伊予守源植昌 3万2千石
 牧野因幡守 3万5千石 111 牧野因幡守源富成 3万5千6百石
 永井伊賀守 3万石 122 永井伊賀守大江尚富 3万石
 青山播磨守 4万8千石 97 青山播磨守菅原幸明 5万5千石
 三浦壱岐守 2万石 154 三浦壱岐守直次 2万5千石
 松平对馬守 2万2千石 401 松平对馬守源昭重 2万2千石
 久世出雲守 5万5千石 1001 久世出雲守源重之 5万石
 戸田能登守 (山城守子) 記載なし
 堀美作守 2万石 記載なし
 谷大学 1万石 記載なし

京都所司代 記載なし
 内藤大和守 3万3千石 記載なし

大坂城代

松平因幡守 (父伊豆守) 3万2千石 記載なし

以上のうち、『土芥寇讎記』に記載のある大名の評価がどうなっているのか、それを以下に掲げる。なお、「本文」とは、金井圓の項目の「大名の行跡」に当たる部分である。

若年寄

236 松平安房守源信孝
 評価、良。本文「生得才智発明……但シ理強過ル程也。行跡正シク、政道順路ニ僻事ナシ。家民ヲ愛憐ス。但シ病氣ニシテ、御奉公畢竟勤ルマジト沙汰アリ」。謳歌評説「誉之善将ト云フベシ」。

169 秋元但馬守藤原喬朝

評価、良。本文「生得寛惇ニシテ、才智発明也。……行跡最モ法ニ叶ヒ、士民ヲ哀憐ス」。謳歌評説「当時賢人良将トモ且ツ明将トモ可レ云者ニヤ」

老中

26 大久保加賀守藤原忠朝 10万3千石
 評価、良。本文「生得淳直ニシテ、行跡正シク、佞曲邪欲之心ナク、慈仁ヲ専ラトシ……」。謳歌評説「今天下之執權トシテ、御政道有ニ執行、当時延喜天曆之代ニモ越ヘタル御世ニ、執權有レ私ハ、一日モ不レ可レ立ツ……此ノ人又探題之器量有リト、沙汰セシニ、果シテ天下ノ執權ト成ル。……所詮、此ノ将ハ、善人ノ良将ト云ベキ者歟」

50 阿部豊後守正武

評価、極良。本文「文武共ニ心掛、武芸ヲ好ミ、……行跡ニ不義ナク、忠孝ヲ専ラトシ、家民ヲ哀シ……祖父忠秋ヨリ、父正能、今正武ニ至テ、三代続キ、天下ノ執權トナル事、徳勝レズンバ不レ可レ叶」。謳歌評説「忠秋ハ日本三代執權」

160 戸田山城守藤原忠昌

評価、良。本文「寺社奉行并ニ京都所司代職之時、公事之裁判、理非文明成ヨシ」、謳歌評説「才智分明ナル故ニ、天下之執権職トナレリ」

101 土屋相模守源正直

評価、良。本文「生得才智發明……大坂御城代ヨリ京都所司代職ヲ承リ、剩ヘ天下ノ執権職ト成ル……龍ノ雲ニ乗ズルガ如シ」。謳歌評説「行跡仁有テ、……天下ノ龜鑑トモ云ベシ」

側用人

234 柳沢出羽守源保明

評価、良。本文「行跡正シク、民ニ哀憐アリ」。謳歌評説「誠ニ誉之善將ト云フベシ」。

寺社奉行

214 加藤佐渡守藤原明英

評価、良。本文「行跡寛然トシテ、謙讓ヲ守リ……誉有將也」。謳歌評説「此ノ將善人之可レ謂ニ良將ニ」

239 本多紀伊守藤原正乗

評価、不明。本文「行跡不レ知、故ニ無レ評」。謳歌評説なし。

奏者衆

59 土井周防守源利益

評価、悪。本文「利根發明ニシテ、慢心怒リアリ」。謳歌評説「此將、……譬勇アリトモ、智仁之勇ニアルベカラズ。是必ズ匹夫之勇ニシテ、主將之本意トセザル所也」。

116 朽木伊予守源植昌

前掲雁間大名参照↓評価、良。

111 牧野因幡守源富成

評価、良。本文「民ヲ恵ム誉アル將タリ」。謳歌評説「本文ニ相違ナクバ、是善將ト云ベシ」。

122 永井伊賀守大江尚富

前掲雁間大名参照↓評価、良。

97 青山播磨守菅原幸明

前掲雁間大名参照↓評価、良。

154 三浦彦岐守直次

前掲雁間大名参照↓評価、良。

140 松平対馬守源昭重

評価、並。本文「政道順ナリ」。謳歌評説「文ヲ好ンデ、武ヲ心掛ラレザル事、一方闕タリ」。

100 久世出雲守源重之

評価、並。本文「天下ノ執事タリシカドモ、邪権ニ不レ誇、謙礼ヲ以、……誠ニ誉ノ將タリシ」。謳歌評説「此ノ將ノ行跡悪義ナケレバ、差シテ可レ難失モナシ」。

以上のように、おおむね幕閣の評価は良好である。特に、若年寄、老中、寺社奉行、側用人までは、良好である。奏者番になると、評価は全体にさがり、「悪」が混じるようになり、可もなく、不可もないという「並」程度の評価など、賞賛される大名は少なくなる。

『土芥寇讎記』の評価視点では、これまで、治国Ⅱ藩の仕置の重視が指摘されてきたが、右の結果のように、「執権」Ⅱ老中など、譜代大名において、幕府の「役」職をこなす能力の評価の有無も問われていることがわかる。その「役」も、軍役の評価ではなく、吏僚としての評価である。この点からすれば、『土芥寇讎記』の作者は、幕閣の一人か、あるいは、幕府権力の近くにいた人物であった可能性が考えられる。

藩内の仕置と、幕府の能吏としての才能を問う視点の併存は、『土

芥寇讎記』が、まさに、幕藩制国家の確立期の書といえるのではないか。

以上が班別作業における論考である。以下、班別作業とは別に、筆者が個別に行った論考を掲げる。